

入居差別の解消に ご協力をお願いします。

家主の皆様は、外国人や高齢者、障害者、性的マイノリティ、母子・父子家庭、職業や出身地・居住地（同和地区等）などの理由により、入居を拒否するような差別的行為をしてはいけません。また、宅地建物取引業者も、こうした人権問題への理解を深めていただき、入居差別の解消にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



相手が、外国人等であるという理由だけで入居を断ることは、不合理な差別に当たります。予断や偏見に基づく入居差別は人の心を傷つけます。人権問題への正しいご理解をいただきますよう、お願いいたします。



【お願い】

■入居申込書について

兵庫県では、人権に配慮した本籍地や国籍欄のない標準的な入居申込書を作成しております。兵庫県が作成した標準的な入居申込書の使用に努めてください。

■住所の確認書類について

入居申し込み時に、「住民票」を必要としているケースが見受けられますが、外国籍の方には住民票がないことがあります。「住民票」は「住所を確認できる書類」に改めましょう。



入居差別に関する判例

入居差別に関する判例を見ると、予断や偏見に基づいた言動により、家主や宅地建物取引業者が敗訴しているものがあります。また、仲介業者が家主の説得などを試みた場合、当該業者に対する損害賠償請求が棄却されている判例もあり、宅地建物取引業者の皆様の社会的責任を果たすことの重要性がうかがえます。



●平成18年1月24日神戸地裁尼崎支部、同年10月5日大阪高裁

在日韓国夫婦が、韓国籍を理由に家主から入居拒否される事件について、裁判所は、家主に対して「韓国籍であることを入居拒否の理由にしており差別に当たる」として損害賠償等の支払を命じた。仲介業者への損害賠償請求については、仲介業者は「契約成立のために家主の説得を試みている」と認定し、「誠実に業務を遂行した」として棄却した。（大阪高裁でも追認）

●平成19年10月2日京都地裁

韓国籍の方が国籍を理由にマンションへの入居を拒否される事件について、裁判所は、家主があくまで住民票の提出を要求したことから、「理由が国籍にあることは明らか」とし「日本国籍でないことを理由にした拒否は不法行為にあたり、賃貸借契約を拒むことは許されない」として、家主に損害賠償等の支払を命じた。

●平成15年1月14日さいたま地裁、同年7月16日東京高裁

インド国籍を有する者が賃貸住宅を探す目的で宅建業者へ電話したところ、従業員が「肌の色は普通の色か」「普通の色とは日本人の肌のような色」という発言をした事件について、裁判所は「肌の色を問い質したことは原告の人格的利益を毀損するものである」として損害賠償の支払を命じた。

兵庫県まちづくり部建築指導課管理・土地対策班
兵庫県県民生活部総務課人権推進室人権推進班